別表六（十七）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の２第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　租税特別措置法第62条第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合又は外国法人の平成28年４月１日以後に開始する事業年度において同法第62条の３第１項若しくは第８項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）若しくは第63条第１項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定の適用がある場合の記載は、次によること。

(1)　「法人税額調整加算額（(別表一(一)「7」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「7」)＋別表六(二十四)「31」）　⑿　」の欄の記載に当たつては、別表一(一)「10」の外書の金額、別表一(二)「８」の外書の金額、別表一(三)「８」の外書の金額又は別表一の三「６」の外書の金額若しくは同表「32」の外書の金額並びに外国法人の平成28年４月１日以後に開始する事業年度の別表三(二)「27」の金額、別表三(二の二)「28」の金額及び別表三（三)「23」の金額を同欄の上段に外書として記載すること。

(2)　「仮計（⑾＋⑿－(⒀又は⒁)）　⒂　」及び「住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額（⑿＞(⒂－⒃)の場合は⒂－⒃）　⒄　」の各欄の記載に当たつては、上記(1)で外書きした金額を「⑿」に含めて計算すること。

3　「仮計（⑾＋⑿－(⒀又は⒁)）　⒂　」の欄は、その適用を受ける法人が中小企業者等（租税特別措置法第42条の４第２項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいう。）である場合には「⒀又は」を消し、その他の場合には「又は⒁」を消すこと。

4　「控除対象個別帰属調整額等　⒃」の欄は、租税特別措置法施行令第27条の12の２第１項各号（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）（同条第２項又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第159号）附則第15条第２項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる金額を有する場合に、当該金額の合計額を記載すること。